一般社団法人 上田薬剤師会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 上田薬剤師会(以下「本会」という。)が、本会業務を遂行するうえで、個人情報を保護することが重大な責務であることに鑑み、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定め、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(対象者)

第3条 本会は、個人情報について、関係法令その他の規範及び本会の各種規程等の定めるところにより、本会において、業務に従事する会員並びに職員及び本会の委託を受けて本会が保有する個人情報を利用する事業者等を対象として、その周知・徹底を図り、適切に個人情報の取扱いを行うものとする。

(責務)

- 第4条 本会の会員並びに職員は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本会の会員並びに職員を退いた後も、同様とする。
- 2 事業を営む法人、その他の団体及び事業を営む個人は、個人情報の保護の重要性を 認識し、その取扱いに当たっては、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講 ずるとともに、個人情報の保護に関する本会の施策に協力しなければならない。

(収集、利用、提供及び委託)

- 第5条 個人情報の収集に当たっては、利用目的を明示したうえで、必要な範囲の情報 を収集し、利用目的を通知又は公表し、その範囲内で利用する。
- 2 収集した個人情報は、次の場合を除き第三者に提供又は開示することはできない。
 - (1) あらかじめ本人の同意を得た場合
 - (2) 法令の規定に従い、提供又は開示する場合
 - (3) 人の人命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事業を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 3 個人情報を、第三者に委託して利用する場合は、当該第三者との間で、秘密保持の 契約を締結したうえで提供するなどし、委託先への適切な監督を行うこととする。

(適正管理)

- 第6条 本会は、保有個人情報の保護を図るため、部署ごとに保有個人情報管理責任者 を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じて、保有個人情報を適 正に維持管理しなければならない。
 - (1) 保有個人情報は、正確かつ最新のものとすること。
 - (2) 保有個人情報の改ざん、滅失、損傷その他の事故防止に関すること。
 - (3) 保有個人情報の漏えいを防止すること。
- 2 本会は、保有個人情報を保有する必要がなくなったときは、当該保有個人情報を速 やかに破棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料とし て保存する必要があるものについては、この限りでない。

(安全管理措置)

第7条 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失又はき損の予防及び是正 のため、安全管理対策に努める。

(改善措置)

第8条 個人情報の取扱いに関する社会環境の変化に的確に対応するよう努める。また、 必要に応じて、この規程をはじめ、本会の各種規程等については、変更、修正又は追加を行うなど、適時、適切に運用の改善に努める。

(開示、訂正請求等への対応)

第9条 本会は、個人情報について、本人から開示、訂正、追加又は削除、利用停止などの要望があった場合は、合理的な期間及び妥当な範囲内でこれに対応する。

(苦情処理)

第10条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情に対して、適切に対応する。

附則

この規程は、平成28年7月29日から施行する。